○ 運営規程の記載事項について

次に掲げる事業の運営について重要事項を「運営規程」に定めること。

（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 営業日及び営業時間

４ 指定（サービス名）の内容及び支給決定障害者等から受領する費用及びその額

５ 通常の事業の実施地域

６ 緊急時等における対応方法

７ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

８ 虐待の防止のための措置に関する事項

９ その他運営に関する重要事項

※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において，複数のサービス種類について

事業者指定を受け，それらの事業を一体的に行う場合においては，運営規程を一体的に

作成することも差し支えない。

（療養介護）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 利用定員

４ 指定療養介護の内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

５ サービス利用に当たっての留意事項

６ 緊急時等における対応方法

７ 災害対策

８ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

９ 虐待の防止のための措置に関する事項

10 その他運営に関する重要事項

（短期入所）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 利用定員

４ 指定短期入所の内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

５ サービス利用に当たっての留意事項

６ 緊急時等における対応方法

７ 災害対策

８ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

９ 虐待の防止のための措置に関する事項

10 その他運営に関する重要事項

（重度障害者等包括支援）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

４ 指定重度障害者等包括支援の内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

５ 通常の事業の実施地域

６ 緊急時等における対応方法

７ 事業の主たる対象とする利用者

８ 虐待の防止のための措置に関する事項

９ その他運営に関する重要事項

（生活介護），（自立訓練（機能訓練）），（自立訓練（生活訓練）），

（就労移行支援），（就労継続支援（Ｂ型）），（多機能型）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 営業日及び営業時間

４ 利用定員

５ 指定（サービス名）の内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

６ 通常の事業の実施地域

７ サービス利用に当たっての留意事項

８ 緊急時等における対応方法

９ 災害対策

10 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

11 虐待の防止のための措置に関する事項

12 その他運営に関する重要事項

（就労継続支援（Ａ型））

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 営業日及び営業時間

４ 利用定員

５ 指定就労継続支援Ａ型の内容(生産活動以外)及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

６ 指定就労継続支援Ａ型の内容(生産活動)，賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

７ 通常の事業の実施地域

８ サービスの利用に当たっての留意事項

９ 緊急時等における対応方法

10 災害対策

11 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

12 虐待の防止のための措置に関する事項

13 その他運営に関する重要事項

※ 多機能型の事業所においては，運営規程は一本化すること。

事業ごとに個別に作成するものではない。

（就労定着支援），（自立生活援助）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 営業日及び営業時間

４ 指定（サービス名）の提供方法及び内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

５ 通常の事業の実施地域

６ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

７ 虐待の防止のための措置に関する事項

８ その他運営に関する重要事項

（共同生活援助），（日中サービス支援型指定共同生活援助）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 入居定員

４ 指定（サービス名）の内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

５ 入居に当たっての留意事項

６ 緊急時等における対応方法

７ 災害対策

８ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

９ 虐待の防止のための措置に関する事項

10 その他運営に関する重要事項

（外部サービス利用型指定共同生活援助）

１ 事業の目的及び運営の方針

２ 従業者の職種，員数及び職務の内容

３ 入居定員

４ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容及び支給決定障害者から受領する費用及びその額

５ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

６ 入居に当たっての留意事項

７ 緊急時等における対応方法

８ 災害対策

９ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

10 虐待の防止のための措置に関する事項

11 その他運営に関する重要事項

（指定障害者支援施設）

１ 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針

２ 提供する施設障害福祉サービスの種類

３ 従業者の職種，員数及び職務の内容

４ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

５ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

６ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容及び支給決定障害者から受領する費用

及びその額

７ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

８ サービスの利用に当たっての留意事項

９ 緊急時等における対応方法

10 災害対策

11 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には

当該障害の種類

12 虐待の防止のための措置に関する事項

13 その他運営に関する重要事項\_\_